

県北広域振興局長告示第49号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により、指定障害児入所施設を次のとおり指定した。

平成24年10月9日

県北広域振興局長 松岡 博

福祉型障害児入所施設

事業所番号	施設の名称	施設の設置の場所	設置者の名称	指定年月日
0353200017	奥中山学園	二戸郡一戸町中山字大塚4番地6	社会福祉法人カナンの園	平成24年10月1日